

二 決戦財政の構造

(一) 決戦財政の規模

第八十一帝國議會の協賛を経た昭和十八年度豫算は、本豫算及び追加豫算を合せた歳出總額が百三十二億七千五百余萬圓、臨時軍事費特別會計追加二百七十億圓、その總計額百二億七千五百余萬圓、兩會計間の重複勘定を整理するも三百六十億三千五百余萬圓の巨大なもので、支那事變發生前の昭和十一年度豫算二十三億二千七百余萬圓に比すれば、實に十五倍に當る大きさで、日本財政史が記録する未曾有の超老大豫算である。特に直接戦費を賄ふべき臨時軍事費特別會計についてみると、昭和十二年同會計が創設されて以來第八十一議會まで九回にわたる追加計上をみ、その累計額は、昭和十六年十一月大東亞戰勃發に備へるための緊急需要にあつたため支出された豫備費外豫算超過支出をなしたる金額を通計した同會計の累計額が七百四十一億二千八百余萬圓の巨額にのぼるのである。第八十一議會で協賛を経た臨時軍事費特別會計追加額はこの累計の四割にも及ぶもので、まさに征戰完勝を期する決戦豫算である。

(二) 戦時財政の特色と編成方針

戦時財政の合理的運営の要諦は、戦費を調達すると同時に、戦時國民生活を確保しつゝ、物資、勞力、資金等の國家總力を戦力増強に集中動員し、以て國家總力を最高度に發揮することにあることは多言を要しない。昭和十八年度豫算編成も當然かやうな基本目標に則つて、政府は各般の施策の重點をもつば戦力増強に置き、重要國策についてはこれを特に閣議において先議決定し、以て必要な施策に伴ふ経費についてはその支出を惜まないとともに、その他の経費についてはこれを極力抑制し、新規要求及び既定経費を通じて超重点主義と、効率主義の徹底を期したのである。

すなはち、政府は重要な新規経費として、生産増強並に物價維持に關するもの六億九千九百九十九萬圓、産業再編成に關するもの一億二百余萬圓、食糧對策に關するもの三億六千三百余萬圓、國民保護に關するもの七千八百余萬圓、國民生活及び人口對策に關するもの一億三千九百九十九萬圓、軍人援護に關するもの一億五千余萬圓、文教の刷新に關するもの一億五千余萬圓、科

學及び技術の振興に關するもの六千三百余萬圓、防空に關するもの四千五百余萬圓、海運對策に關するもの四千二百余萬圓等十八億三千八百余萬圓の巨額の支出を決定してゐるのである。

一方既定経費についても土木、警備關係費に對して徹底的削減を加へ、また行政の簡素化を斷行したこと。さらに今次の物品税を中心とする税法改正にもとづく増收額及び煙草の値上げによる專賣益金の増收はあげて、昭和十三年度以降の税制改正にもとづく増收額及び專賣益金の増加額中の相當額に併せて、戦費の財源として臨時軍事費特別會計に繰入れたこと。豫算超過支出または豫算外支出の必要に備へ戦時緊要なる施策の實施に遺憾なからしめるために、特に第一豫備金を五千萬圓から八千万圓に、また第二豫備金を八億圓を一舉に十五億圓に増加計上をなしたること等である。かくすることによつて、戦力の飛躍的増強を圖るとともに、戦費二百七十億圓を圓滑に調達し得るやう工夫されてゐるわけである。しかして戦時財政の規模は今日の國際情勢が續く限り、今後もなほ膨脹の一路を辿るものと豫想される。

(三) 決戦豫算の編成と國家資力配分

國家財政は支那事變以來、特に大東亞戰勃發以來飛躍的膨脹

決戦財政の編成

をなし、増加の趨勢はまさにとどまるところを知らざるの體がある。しかしながら、健全なる國家財政は無規制に増大し得るものではなく、そこには嚴然たる經濟的制約を受ける。すなはち、財政資金、生産擴充資金及び國民消費資金等の一切を含む國家資力は、國民經濟の生産によつて發生するものであるが故に、國家資力の構成内容である國家財政もまた、國民經濟の總生産力による規制をまねがれることは出来ない。そして國家財政は國家資金動員計畫によつて、合理的配分の法則によつて支配され、決定されるのである。

戦時財政といへども、この經濟原則を無視して勝手氣まゝな編成をなすことは許さるべきものではない。もしそれ、この根本原理にもとづくことなく、單に通貨の増發によつて財政計畫を樹てんか、國民經濟全体の秩序は根柢より破壊され、國民生活は極度の脅威を蒙り、かくて戦時經濟自体は崩潰の運命に達するのである。しからば戦時下における國家財政と國家資金の配分關係は如何。國家資金配分の根本方針は、戦争目的の遂行上必要な方面への資金を完全に充足供給し、不急不要なる部面に流入する資金を極力抑制、または規制することにあることは明かなことであらう。戦時財政の特色は、この國家資金の配分法則の中に見出される、ともいひ得るであらう。

元來國家資力なるものは、國民經濟の總生産額その他を綜合

し、これを資金的に概定したもので、この國家實力は國家の需要を賄ふべきいはゆる財政資金、生産力補充等に充つべきいはゆる産業資金（または生産力補充資金）及び國民の日常消費生活の費に振り向けられるべきいはゆる國民消費資金の三者によつて構成されてゐるのである。しかしてこの國家實力の配分關係は、平時經濟のもとにあつては、國家實力の大部分は國民消費資金によつて占められる。蓋し、平時においては生産は主として國民の消費生活をより豊かに、より向上せしむるために營まらべきもので、生産の大部分は國民の消費物資を對象としてゐる。しかるに、戦時經濟のもとにあつては、生産行為はあげて戦争物資の生産に轉換集中される傾向をもつ。國民消費物資の生産は、戦時國民生活の最低限度を維持し得るに足る程度に極度の壓縮を受けざるを得ない結果として、國家實力と國家財政との配分關係は平時とは逆に、その大部分は戦費、すなはち國家財政資金によつて占められなければならないことになる。もし、國民消費資金を壓縮せずして、財政資金を膨脹せしめ、その結果國家實力を超えて財政支出が行はれんか、戦時國民經濟の基本的情勢として、國家支出の増大するに伴つて、國民の購買力は増大するに反し、民需消費物資は減少する傾向にある際として、物資と資金との均衡關係は失はれて、そこに怖るべき悪性インフレーションの端は發し、一度かゝる現象の悪循環を

みんか、國民經濟はたちまちの間に破滅の危機に達するものである。要するに、戦時財政といひ、決戦財政と稱するも、單に通貨の増發にのみよつてこれを編成することは、經濟理念の許さざるところである。この意味において、われわれは戦時財政、決戦財政といへども、その基底に嚴として經濟的性格の存することを認めるのである。財政の規模が如何に超絶大化すといへども、この經濟的性格が輕視されない限り、その財政の前途はさしたる不安、危惧はないものであると考へられる。たゞこの場合、物價水準が大体において安定を維持してゐるといふことを前提とすることはもちろんのことである。

では大東亞戰の決戦段階に處すべき昭和十八年度の決戦豫算の編成と國家實力の配分法則との關係は如何。昭和十八年度における國家實力は、國民經濟の總生産額その他を綜合的に勘案して算定の結果、五百億圓と概定されたのである。これは前年度に比し五十億圓、すなはち一割強の増加である。戦時下における生産力はこれを業態別に觀察するときは、また個々の企業についてみれば、盛衰の波はかなり高いことを認められるが、戰力増強政策は強力に推進され、さらに戦争經濟の基礎を大東亞全域に擴大し、必勝不敗の經濟的態勢を確立し得た結果とし

て、國民經濟全体としては生産力を増強し得たことを物語るのである。たゞ、この場合においても、立論の基礎として物價水準の安定確保を前提とするものであることもちろんである。

昭和十八年度における國家實力がかく概定された以上、戦費即ち作戦の規模も、生産力補充計畫も、また國民の消費生活も、この五百億圓の配分上の手加減によつて規定され、制約されるのである。昭和十八年度における國家實力の配分關係をみると、財政資金三百十億圓、生産補充資金六十億圓、國民消費資金百三十億圓となつてゐる。これを前年度に比較すれば、財政資金は七十億圓の増、生産補充資金は前年同額、國民消費資金は二十億圓減で、結局國家實力の増加分五十億圓全額と、國民消費資金の削減額二十億圓は、あげて財政資金に繰入れたことになつてゐる。その結果、財政資金の全体に對して占める割合は五割三分より六割二分に、生産補充資金は一割三分より一割二分に、國民消費資金は三割三分より二割六分にそれぞれ變化を示してゐる。これによつて昭和十八年度豫算をみると、米英撃破の決戦段階に備へるために、如何に戦費の調達に、戰力増強のために重点が置かれ、その結果として、國民生活は相當程度の切下げを要請しつゝあるかが明かになるのである。ここに十八年度豫算の決戦的性格を具体的に看取できるのであらう。

(四) 戦費財源としての租稅政策と公債政策

國家財政が戦時に際して、特に今日のごとく戦争が大規模な消耗戰としての性格を有するとき、急激に増大することは免れ難いことである。従つて、この軍國緊要なる需要を充足するには、單に租稅財源のみに依存することは到底困難なことで、交戦各國は公債政策によつて、戦費の相當部分を賄ふことを普通とする。たゞその國の財政政策によつて、租稅政策と公債政策に對する重點の置き方については多少相違のあることは免れない。すなはち、租稅政策と公債政策とに對して大体同程度のウェイトを置くもの、租稅政策にやゝ重點を置くもの、公債政策に偏重するものがあり得るのである。

かの第一次歐洲大戰直前、ドイツは歐洲制覇を目指して相當の大増稅を斷行し、軍備擴張に乗り出したのである。しかるに、一度大戰が勃發するや、ドイツは連戰即決、しかも戦勝を確信して、戦争公債は戦勝後における賠償金等によつて處理し得る建前をとり、戦費は自國民の直接負擔となる租稅政策によらず、主として公債の増發に求めたのである。しかるに、早くも一九一五年、戦争の短期終結の見込はなくなり、明かに長期戰の相貌を呈するにいたるや、ドイツは公債偏重政策を改め、一

國內決戦体制の確立

九一八年には帝國銀行戰時稅、戰時利得稅、商品賣上稅、印紙稅、石炭稅、葡萄酒稅、清涼飲料稅等を創設して租稅政策に重点を轉換するの方策を採用するにいたつたのである。大戰は遂にドイツの敗北によつて終焉を告げた。ドイツの公債偏重政策は戰後のドイツ經濟に重大な負擔を殘したのである。かくのごとく、ドイツが第一次大戰當時採用した戰費調達手段としての公債政策偏重主義は、かのドイツが當初夢見たごとく戰が極めて短期戰で、しかも戰勝裡に終結する場合は一つの行き方でもあり得る。しかしながら、第一次歐洲大戰の經驗が物語ることく、戰勝國必ずしもその戰費を戰敗國に負擔せしめ得るとは保證できない。聯合國側がドイツに課したかの巨大な賠償金をドイツから受取ることが困難であつた事實をみるも、戰費を公債財源に偏重せしめることは理論的にも、實際的にも健全なる戰時財政とは評し難いのである。

今次大戰下における主要交戰各國の財政政策をみるに、かのドイツの嘗めた轍を踏まないやうに、租稅政策に對して相當の重点を置き、以て長期戰即應の政策をとつてゐるやうである。敵米國においては、かのダンケルクの慘事が發生して以來、軍事生産に本腰を入れつゝあつたが、ついで、大東亞戰爭の勃發となり、かくて戰費は急増しつゝあることは説明の要はない。この戰費調達の手段としてはもちろん公債政策によつてゐるの

であるが、これと同時に大増稅を斷行し、租稅政策も相當重視してゐるのが實情である。間接稅の増徴はもちろん、同國が多採り來つた所得稅の高額收入者重課主義を一擲して、低額收入者に對しても相當高率の課稅をなす政策をとつてゐる位である。一方英國においては、直接稅の増徴を極度に斷行し、また直接稅がすでにその限界点に達し行き詰りを來すに及び、間接稅全般について増徴を敢行してゐる有様である。ドイツも大戰勃發以來高度の増稅を實施して來たが、本年四月からさらに高所得稅の引上げ、煙草、酒等の消費稅の再度引上げ、交通稅の引上げ、通信料の引上げ等廣範圍にわたる決戦増稅を斷行すると傳へられてゐる。いま交戰國が如何に租稅戰に必勝を期しつゝあるかをみるため、主要交戰國の所得稅率表をみよう。

主要交戰國所得稅率表

| 國別 | 稅目 | 最高稅率 | 最低稅率 |
|------|-------|------|------|
| 日本 | 分類所得稅 | 一六 | 九 |
| | 綜合所得稅 | 七二 | 六 |
| | 法人稅 | 二五 | 二五 |
| ドイツ | 個人所得稅 | 六五 | 〇・八五 |
| | 法人所得稅 | 五七 | 一五 |
| | 動產所得稅 | 二〇 | 一 |
| イタリア | 個人所得稅 | 一〇 | 一 |
| | 補正所得稅 | 一〇 | 一 |

| 國別 | 直接稅 | 間接稅 | その他 |
|------|-----|-----|-----|
| 日本 | 五七 | 三九 | 四 |
| ドイツ | 四九 | 二六 | 二四 |
| イタリア | 三〇 | 三五 | 三四 |
| 佛國 | 四五 | 三四 | 三三 |
| 米國 | 六二 | 三五 | 一 |
| 英國 | 五五 | 三八 | 六 |

以上の表によれば、英國のごとき個人所得稅の最高稅率は、普通所得稅と附加所得稅とを合すると二万ポンドを超える金額に對して實に百分の九十七・五といふ高率賦課をなしてゐる。間接稅についても、次表によつて大體想像できよう。

交戰各國における直接稅と間接稅等の割合(單位パーセント)

| 國別 | 直接稅 | 間接稅 | その他 |
|------|-----|-----|-----|
| 日本 | 五七 | 三九 | 四 |
| ドイツ | 四九 | 二六 | 二四 |
| イタリア | 三〇 | 三五 | 三四 |
| 佛國 | 四五 | 三四 | 三三 |
| 米國 | 六二 | 三五 | 一 |
| 英國 | 五五 | 三八 | 六 |

決戦財政の編成

右の諸資料によつてみるも、交戰各國の戰時租稅政策の動向は明かであらう。

讀つて、わが國における戰時財政政策を通観するに、わが財政は准戰時期の軍備擴張時代を経て、昭和十二年支那事變勃發により戰時財政に移行して以來、特に昭和十六年十二月大東亞戰の發生以來、戰費は年とともに増大し、政府はこれに對處するため、すなはち戰費調達の手段として、年々巨額の公債を増發する一方、租稅の大増徴を斷行し、戰時財政の基礎強化に努力を拂つて來たのである。

すなはち、支那事變勃發の年たる昭和十二年度における新規公債の發行額は十三億圓、十三年度が四十三億三千余萬圓、十四年度が五十二億八千余萬圓、十五年度が六十六億六千余萬圓、十六年度が八十七億八千余萬圓、十七年度が百三十三億二千余萬圓、右合計三百九十八億八千余萬圓の巨額に上り、さらに十八年度は二百十億圓の公債發行が豫定されてゐる。

以上は大體戰費の一部に充當されたものと看做し得るのである。しかし一方においては、これと併せて、北支事變勃發直後の昭和十二年八月北支事件特別稅法による第一次増稅を斷行し、爾來戰費の増大に對處するため相次いで増徴をなし、増徴は今回を以て實に七回の多きに及んでゐる。またこの間交通、通信料、專賣商品の値上げ等をなし、増稅による増收額と合して、すべて戰費たる臨時軍事費特別會計に繰入れてゐるのである。

しからば、わが戦時歳入豫算（一般會計及び臨時軍事費特別會計）中における租税財源と、公債財源との割合はどうなつてゐるかを次表に示さう。

| 年度 | 租税財源 | | 公債金 | | その他 | |
|--------|--------|-----|-----|---|-----|---|
| | 百円内 | % | % | % | % | % |
| 昭和十四年度 | 九、九三九 | 三四・ | 五八 | 八 | | |
| 昭和十五年度 | 一一、三〇四 | 三八 | 五三 | 九 | | |
| 昭和十六年度 | 一九、一九七 | 二七 | 六六 | 七 | | |
| 昭和十七年度 | 二四、三六一 | 二九 | 六四 | 七 | | |
| 昭和十八年度 | 三六、〇三五 | 二六 | 六六 | 八 | | |

（註）總計豫算は一般會計及び臨時軍事費特別會計の合計額より重層勘定を控除したもので、租税収入は印紙税、専賣益金、相續税物納財産収入、日本銀行納付金、郵便納付金及び特別會計よりの臨軍會計納入金を含む。また公債金は借入金を含むものである。

右によれば、政府は支那事變以來、あるひは直接税、あるひは間接税を中心とする相次ぐ増税を断行し、また新税を創設して租税収入の増加を圖つて來たのであるが、戦費の膨脹に追隨することはなか／＼むつかしく、戦時財政の歳入總額に對する租税収入の占むる割合は、や／＼もすると低下の兆があり、公債金の占むる割合は漸増の傾向がうかがはれる。もちろん、戦時財政の健全、不健全は單にこれによつてのみ斷定することは誤り

であつて、物價の安定が確保され、かつ國家資力配分計畫が合理的に行はれる限り、ある程度の健全性は保ち得るのである。しかしながら事情の許す限りにおいて、租税収入の増加を圖ることが最も望ましい財政政策であることは、當然のことであらう。かゝる意味において、昭和十八年度の豫算編成に當つて、直接税に手を觸れることを回避した政府の方針については、戦時財政政策の問題として、一應論議の對象たり得るであらう。戦費の財源として、また購買力吸収の抜本策として、最も適切かつ効果のある直接税の増徴を政府が見送つたことについては、前年度において直接税の大増徴を断行した直後であり、統制經濟の強化によつて、課税が極めて的確に行はれるやうになり、それだけ、現實の問題として國民の負擔が急激に増大する結果となり、それが國民階層に相當の影響を與へた事實もあつて、直接税の増徴を本年度重ねて行ふことは、必ずしも賢明な策でないとの政治的根據にもとづくものであると想像できる。質屋蔵相は議會で「國民に一息つかせる」ためだと説明してゐる。われ／＼は國民としてこの政府の「親心」に對しては十分敬意を表する。しかし一切の物心をあけて戦争目的の完遂に邁進しつゝあるとき、ことに前線將兵の勞苦に一度思ひを致すとき、租税政策の一部が足ぶみをしてゐることが、果して許さるべきことであらうか。今年直接税の増徴を見送つたといふこと

は、わが戦時財政に大きな弾力性を包蔵することを意味するものともいひ得る。政府は來るべき年には敢然として、直接税の大増徴を断行し、以て戦時財政の基礎のより鞏固を圖り、長期戦に即應することを希望してやまない。國民もまたこの租税に勇ち抜くため、納税報國の誠を擡げる覺悟が肝要である。

（五）發足した共榮圈共通財政

理念

大東亞共榮圈を速に確立し、東亞永遠の繁榮を圖ることは、大東亞諸國、諸民族に課せられた聖なる使命であり、義務である。しかも、それは諸國、諸民族の個々の利害打算にもとづくものにあらずして、また一時的、御都合主義によるものにあらずして、普遍的かつ恒久的のものであらねばならない。そしてこの聖業達成に當つて、わが日本がその中核体となり、大東亞諸國、諸民族を指導し、以てその總力を最高度に發揮すべく力を致すこと、また當然のことである。すなはち大東亞戦争窮極の目標がかくのごとき崇高なる理想の達成、實現にある以上、大東亞の諸國、諸民族はこの共榮理念に均霑するの權利を有すること、また當然である。と同時に、諸國、諸民族はこの共榮圈建設に當つては、人的に物的に總力をあげて協力すること、また當然のことである。これを財政經濟の角度よりいへ

ば、大東亞の各國、各民族は共榮圈建設に充つべき經費、直接的にはわが戦費の一部を、それ／＼の能力に應じて分擔することである。これが共榮圈財政の基本的構想であらねばならぬ。かくのごとき共榮圈共通財政の理念が、昭和十八年度の臨時軍事費豫算の編成に當つて實現し、輝かしい發足をみたのである。これこそ日本財政史上一時期を畫すとともに、大東亞の建設的施策が漸次具体化しつゝあるものとして、極めて注目すべきものであらう。すなはち第八十一議會を通過成立をみた臨時軍事費特別會計追加二百七十億圓の財源の一部として三十億圓の借入金が計上されてゐる。これは、現地において支出される軍事費を意味し、この軍事費は南方開發金庫より、同金庫が現地で發行する金庫券を借入れるもので、この結果わが軍票の發行は當然停止されることになる。本来ならば現地の中央發券銀行より借入金をなすべきであるが、現地においてははまだ金融機構の整備がなく、南方開發金庫が現地に中央發券制度が確立するまでの過渡的措置として、中央發券銀行に代るべき發券業務をなすもので、將來現地に中央銀行が創立された際には、この借入金はこれに繼承されるべきである。従つて、この借入金は現在佛印の中央銀行たる印度支那銀行が、また泰國の中央銀行がわれに協力してゐるのと、實質的には何等の相違はない

のである。

共榮圏共通財政理念を實行に移す際、最も重要なことは、現地における通貨統制の問題である。現地がわが軍費のうち三十億圓を負担するといふことは、とりもなほさず、現地においてそれだけ通貨の増發を意味するのである。現地における經濟建設が、相當進展しつゝあることは事實であるが、何分戰爭直後のこととして、戦前に比すれば、なほ生産力が相當阻害されてゐるものもあるはずである。かゝる事情のもとにあつて通貨の増發は、現地の金融經濟の上に大きな影響を與へずにはおかない。そこでこの通貨増發に對する施策に万全を期さぬと、現地はインフレーションの危機に見舞はれ、經濟建設のために重大なる支障を招來するのみならず、現地經濟の破綻を誘致しないとは保し難いのである。従つて共榮圏共通財政政策を實施する以上、戦費としての撤布資金の回收政策を樹立すると同時に、現地における生産力を極力増強し、特に民需物資の生産に力を注ぎ、通貨の裏附政策を推進することが絶対條件となるのである。

共榮圏共通財政の理念は、單に現地よりの借入金のみを終始すべきでない。この共榮圏共通財政の構想をさらに一歩進めて、共榮圏財政調整のため特別會計制度設定までに、發展すべきではなからうか。すなはち、たとへば煙草とか、塩とか、關

税とかいつたやうな共榮圏各地に共通する財政につき、共榮圏内各地の財政調整勘定（わが國ももちろん参加する）を創設する。しかしして一切の收支をこの會計に統合整理し、これを共榮圏全体の利益のために合理的に、大乗的な見地に立脚して、使用することにすれば、共榮圏共通財政の構想はさらに一發展擴充されることにならう。

(六) 決戦財政と國民生活

戦時經濟政策の要諦は、國民經濟全般の秩序を維持しつゝ、全力をあげて戦力増強に突進することにある。この關係を資金的にみれば、國家資力の配分計畫の實施に當つて、國民の日常生活に充つべき消費資金を極力壓縮し、財政資金なり、生産力擴充資金に余力を全部振り向けることである。従つて戦時下においては國民生活は、國家財政の壓迫を受けて切り下げを余儀なくされるのが、當然の歸結である。昭和十八年度における國家資力の配分計畫においても、總資力五百億圓中國民の消費に充當すべき消費資金は百三十億圓と概定され、これを前年度に比較すれば二十億圓方の壓縮となつてゐる。國民所得全体が前年度に比し増加してゐるにも拘らず、國民の消費資金が却つて減少されてゐることは、戦時財政が國民の消費生活の上

る。國民消費資金二十億圓方の切り詰めは、全体としてはさしたる影響はないかのごとくにも考へられるが、國民の中にはすでに戦時最低生活の線で生活を營んでゐる向も相當多いことを思へば、いはゆる余裕のある階層に對しては三割、四割に及ぶ生活の切り下げが要請されない限り、國家資力配分計畫は机上の計畫に終り、その結果はインフレーションの危機を誘發することになる。

さらに本年度の國家資力配分計畫をみると、財政資金の財源たる租稅收入は、前年度の七十億圓から百億圓に増加してゐる。すなはち間接稅を中心とする大増徴、煙草値上げによる專賣益金の増收等による租稅收入の増加は、直ちに國民の家計經濟に影響をもつ。戦費の増加は財政の基礎強化策として増稅政策が必ず隨伴することはさきにも指摘したごとくである。また戦時國民經濟の基本的傾向として、國家支出の増加に伴つて、國民の購買力は増大する趨勢を辿るに反し、民間消費物資は減少する傾向を示すもので、この民需物資と國民の購買力との均衡確保のためにも、租稅政策が利用される。今次の大増稅のごときまさにその適例である。とすれば戦時財政の膨脹は、租稅政策を通して、國民の經濟生活に重大な影響をもつものであるといふも過言ではない。十八年度の決戦財政はわれ／＼國民に日常生活から一切の安逸と浪費とを除去するともに進んで

しきに堪へ、簡素質實な生活に安住するだけの決意とその實踐とを、強く要請してゐることを肝に銘すべきである。

(七) 國民貯蓄の擬制資本化と

これが對策

國民貯蓄増強の問題は、戦時基本國策圖案の上に太く製圖されてゐる。そして國民は國民貯蓄増強目標額の達成に向つて邁進しつゝある。この問題もその本質は、やはり國家資力配分計畫と關聯する一聯の國家資金動員計畫である。昭和十八年度國家資金動員計畫によれば、國民貯蓄増強目標は、二百七十億圓と決定されてゐる。前年度に比すれば、四十億圓の増加に當る。國民貯蓄増強目標額算定の基礎は、十八年度における國家財政資金三百十億圓中、百億圓は租稅收入によつて賄ふが、その殘額二百十億圓は公債の増發によることになつてゐる。このほか十八年度は、生産擴充資金六十億圓が策定されてゐる。従つてこの公債發行額と生産資金の合計二百七十億圓は、國民の貯蓄増加によつて調達しようとするものである。

元來國民の蓄積資本は、これがあるひは直接有價證券等に對する投資となり、あるひは商賣の元手となり、あるひはまた預金等の形態をとつて産業方面に融通される。すなはちあるひは産業資本となり、あるときは生産資本となり、または貨幣資本

となつて、生産過程に導入され、そこに利子を産み、利潤を生ずる。しかして、この利子または利潤がさらに蓄積されて生産を繰返しかつ擴大して行く。この擴大再生産の基礎の上に、國民經濟はたゆまざる發展と繁榮を續けて行くのである。しかるに戦時下における生産關係の特色は、再生産法則の埒外に逸れ去つた軍需生産關係が急激に増大するに反し、再生産過程は漸次縮小される傾向をもつことである。一方においては、國家は主として公債政策によつて通貨を増發し、再生産關係に基礎をおかない軍需生産物資を調弁するため、巨額な國庫支出を繼續する。その結果として、國庫支出が多くなればなるほど、換言すれば戦費が増大すればそれだけ、國民の購買力が増加することになる。そこで、國家は通貨膨脹を防遏するために、強度の國民貯蓄政策を實施するのが普通である。敵米英兩國においても貯蓄奨励政策を強行し、インフレ防止に狂奔しつゝある實情である。

以上の關係を要約すると、戦費の増大と相伴つて、國民貯蓄額はますます累積されて行くが、かゝる購買力あるひは預金なり、公債の形態をとつてゐる潜在的購買力の裏附をなすべき關係にあるべき再生産關係が、逆に縮小する傾向にあること、戦時下における國民貯蓄はいはゆる擬制資本化の傾向があると考へられるのである。わが國の例にみるも、國民貯蓄増加の

趨勢は順調なる経過を辿り、支那事變以來最近まですでに七百億に垂んとする蓄積をなしとげ、これによつて四百億圓に近き國債を消化し、また三百億圓を超える生産力の擴充を完成し、以てわが財政經濟をしてよく戦争の要請に應へしめて來たのである。これ誠に國民貯蓄に對する官民の一致協力の賜にはかならないのである。しかし戦時下における國民貯蓄の擬制資本化の問題については十分なる研究をとげるとともに、これが對策については慎重なることを要すると考へられる。たゞわれわれがこの問題に思ひを致すとき最も力強いことは、緒戦以來皇軍の赫赫たる戦果によつて、大東亞の全域から米英の勢力を完全に驅逐し、東亞の各國、各民族と相提携して、いまや大東亞の廣域を、その恵まれたる資源を存分に驅使し、活用し得る、有利な態勢を確保し得たこと、戦争は長期投資なり」との信念にもとづいて、この獲得し得た大東亞の經濟力を、國內に累積した貯蓄すなはち購買力の裏附として、見返りとして、十分活用することが、國民貯蓄の擬制資本化の傾向を防止する唯一の對策であると確信するのである。幸にして第八十一議會において特殊財産特別會計が創設され、この會計を活用することによつて、以上の對策は單に空論に終らずして、ある程度實現し得るのである。すなはち大東亞諸地域においてわが支配下に歸した敵性財産は驚くべき巨額にのぼつてゐるが、

これを全部この特殊財産特別會計に移し、これを企業化し得るものは速に企業化し、處分すべきものは處分することによつて、内國に累積しつゝある巨額の國民の購買力（公債投資も含む）を、これら實体資本によつて裏附することが、最も望ましい政策ではなからうか。國民貯蓄の増強は、戦時下における至上命令である。しかし同時に、貯蓄の擬制資本化の問題のあることを看過せず、これに對する適切なる施策は、戦時通貨政策の一つとして慎重に考ふべき問題たるを失はない。

（藤田 武雄）

三 戦力増強政策の推進

(一) 超重點主義の必要

西南太平洋戦線における激甚な消耗戦に對處する爲、わが戦力を飛躍的に増強せしめる必要は現下頗る切實となつて來た。戦局が決戦段階に移行したのに即應して、經濟的には生産決戦の相親が顯著化し、日米いづれが生産において優位を占めるかが、戦局を左右するかなり大きな要因を形成してゐる。もとよりこの場合彼我生産中の絶對量が問題ではなく、米國がわが國に十數倍する鐵鋼生産高を誇示しようとも、その全部、否半分すら太平洋においてわが國を攻撃するために使用し得ないといふ事實を、看過してはならない。従つて生産決戦に臨むわが國の基本態度は、徒に敵の巨大なる生産力を畏怖することなく、確固たる自信を以てわが生産力の最高度發揮を期することあり、昭和十七年秋以降戦力増強が朝野の合言葉となつて、重大なる關心を寄せられた所以はこゝに存する。

かゝる課題に對して、政府は如何なる措置を講じたかといふに、當初まづ生産關係者の士氣昂揚を目指す精神運動に重點が置かれた。すなはち同年九月企畫院により經營責任者(重役)

の陣頭指揮が強調され、産報が主体となつて傘下企業にその趣旨の徹底を期した。この企ては、必ずしも全面的に産業界の共鳴を勝ち得たわけではなかつたが、從來生産の現場から遊離し勝ちの重役に反省を促すと共に、勞務者の自覺を深めたといふ意味において、相當の効果があつたといへよう。ついで十一月十五日政府は首相官邸に約三百名の軍需産業代表を招致し、東條首相から生産決戦に臨む官民の心構へについて、烈々たる型破りの挨拶を行ひ、一同の奮起を要請した。この懇談會は出席者に多大の反響を呼び、生産への協力は一段と期待されるにいたつたが、さらに關係者に異常なる感銘を與へたものは、十二月十五日畏くも 天皇陛下には生産御獎勵の有難き思召を以て、經濟界代表に對し拜謁を仰付けられたといふことである。この空前の光榮にたゞに關係者のみならず、産業界あげて感奮興起したことは想像に難くない。こゝにおいて精神運動は、表面の動きとしては一應終りを告げた形となつた。

活潑なる精神運動展開の一面、戦力増強の前提條件として、生産行政の機構改革が次第に問題化するにいたつた。後述のごとく、現行の官廳機構が生産に多大の障礙を及ぼしてゐること

は、周知の事實であり、これを克服するため軍需省、生産省、産業省等の新設あるは統合が、過般の政府と軍需産業代表との懇談會においても、民間から熾烈に要望された位である。これに對し政府がどう出るか、頗る注目を寄せられてゐたところ、十一月二十七日の閣議において、臨時生産増強委員會を内閣に設置する旨決定されたのである。本委員會の設置は行政機構は根本的に改正せず、努めて現制度の運用により、重要物資の緊急増産を神速果敢に遂行せんとする政府の方針を端的に表明したものであり、鉄、石炭、輕金屬、船舶、航空機等重要物資の生産に必要な勞務、資材、資金、生活必需物資、輸送力の確保に關する各廳事務の調整統一を圖るところに主たる狙ひがある。

このため内閣總理大臣の管理の下に企畫院總裁を委員長、關係官廳の部局長級を委員とし、毎週委員會を開いて當面の問題を協議するが、「本委員會は即斷即決を主義とし、かつ實踐本位を旨とする」旨特に設置要綱にも明記した点が重視される。實際委員には企畫院第一部長、第二部長、第三部長、陸海軍各軍務局長、大藏省總務局長はじめ各省とも最も生産に關係深い樞要地位の官吏が任命されたため、一般の委員會とは違つた迫力と權威をもつてゐることは確かである。しかし委員會の任務はあくまで「各廳事務の調整統一」にあり、關係當局の話し合

戦力増強政策の推進

よつて問題を解決せんとするが、それ以上決定事項を各省に遵守せしめる強制権限は與へられてゐない。従つて委員會の決定に強制力をもたせるには、一應閣議に附して再決定する必要がある、その場合として必ずしも常に各大臣の意向が一致して圓滑に落着くとは限らない。何となれば、根本において現在の制度に立脚する以上、各種の權限が各大臣に分屬し、しかも國務大臣として平等の地位にある結果、閣議が意見の對立を收拾し得ない事態が考へられるからである。かくては結局行政機構の最弱點は、克服されないと見なければならぬ。

こゝにおいて臨時生産増強委員會の役割を一應認めつゝ、一段と行政機構の根幹に觸れた方策が要望されたのは、必然の成行である。しかもこの場合、問題が極めて具体的に成り、以前のやうに漠然と軍需省、生産省、産業省を要求することなく、實行可能な現實的提案として登場したことは、特筆すべき進展と考へられる。すなはち翼政會では十二月十四日「戦争經濟体制確立要綱」を決定、政府に進言したが、その中で重要な個所は次の通りである。

第二 實施方策 戦争經濟体制の確立は重點主義にもとづき特に鉄鋼、石炭、非鉄金屬、輕金屬、船舶、航空機等の重要産業の生産増強を目的とし、あらゆる施策をこれに集中して、強力に遂行するを要す。

一、強力なる一元的行政機構の確立 資材、資金、勞務等の統制、管理、監督その他基本的な重要産業の生産増強に關する事項を一元的に統一し、以てその生産の飛躍的増強を遂行するため、内閣に簡素強力なる行政機關を設置し、就中左の諸項を實行するを要す。

(一) 勞務、資金、資材等の総合的計畫を有機的に決定し得ること

(二) 右計畫に對しては、各廳及び各種統制團體選由の實に任ずること

(三) 右計畫において承認せられたる重要産業の企業者は、本計畫にもとづき資金、資材、勞務等統制に關する手續きを省略して、優先的供給を受くるものとする

(四) 本行政機關は計畫の實施の統制を行ふとともに監査機能を有し、統制運用の適正を期するものとする

こゝに現れた考へ方をさらに徹底せしめたものは、その後間もなく十二月二十一日に經濟議員聯盟が阿部翼政會總裁に進言した「決戦物資増産對策」である。それには次の如き項目が掲げられてゐる。

一、戦時經濟本部の設置 決戦物資の生産増強に關する総合的計畫を一元的かつ強權的に指揮命令し得る最高實行機關として、新たに戦時經濟本部を設置し、内閣總理大臣をその長

とし、關係關係及び民間權威者をその部員とすること

二、生産責任制の確立と現行法規の改廢停止 特に主要企業者を指定してその生産責任制を確立し、超重点主義により原料、資金、勞務、技術、動力、運輸を集中動員、煩瑣なる統制方式を省略し、さらに價格、經理、資金その他の法規中、いやくも増産を阻害する恐れあるものは、速にこれを改廢、もしくは停止すること

右のごとく行政機構の根幹に觸れる有力な提案が翼政會を中心に行はれたといふことは、第八十一議會の再開を前にして、極めて重大な意味をもつ。諸般の情勢よりして、決戦議會の中心問題が戦力増強にある以上、政府としてかゝる議會側の意向を無視することは、到底許されない。否、進んでかくのごとき線に沿つて政府側の新方針を提示し、積極的に議會の協力を求めることこそ、政治的にも上策といはなければならぬ。もちろんかゝる政治上の配慮ばかりでなく經濟的にも後に明かにするやうに新しき措置を必要とする事態が存してゐたのであるが、直接の動機は一應こゝに求められる。われ／＼は十八年一月十八日政府が戦時行政職權特例の制定、並に戦時行政特例法案、許可認可等臨時措置法案の提出を公表した背後事情を、かくのごとく理解せんとするものである。

(二) 戦時行政特例措置の目標

戦時行政職權特例、戦時行政特例法、許可認可等臨時措置法といふ一聯の方策の狙ひは、どこに存するのであらうか。議會における問答を通じて、大体その全貌が明かになつたが、われわれはこれを積極的、消極的の二側面から考へ得ると思ふ。積極的な狙ひとしては、次のやうに把握できる。

第一は官廳セクショナリズムの是正である。現在の官廳機構は分立的平面的で、有機的統一を缺き、多くの關聯事項に對する權限が各省に分屬連繫してゐて、複雑多岐に交錯してゐる。

そのため權限の確保を生命とする官吏の行動により、官廳割據主義の弊風が屢々露呈せられ、それが各省間の共管事項である場合、多大の相剋摩擦を惹起するのみでなく、各省の施策がばらばらに行はれて、時には相背馳せる行政が實施されることも少くない。これを民間側から見ると、一つの事業を營む場合、資金は大蔵省、電力は逓信省、輸送力は鐵道、逓信兩省、一般資材は商工省、生活必需資材は農林省、勞務は厚生省等關係各省との折衝連絡に多大の時間と人員を費さざるを得ず、そのため生産運営上蒙る損害は極めて大なるものがある。行政機構の改革が要請される最大の理由は、實にこゝに存する。これに對し今回の職權特例は、次の二點において、その是正

を期してゐる。第一に「大東亞戰爭に際し鐵鋼、石炭、輕金屬、船舶、航空機等重要軍需物資の生産擴充上特に必要ある時は、内閣總理大臣は關係各省大臣に對し、必要なる指示をなすことを得る。」總理大臣の權限強化は多年の懸案であつたが、こゝに各省大臣に對する指示權の設定行使によつて、具体化されることになつた。首相の指示により各省大臣が行動することになれば、前記の超重點物資の生産に關する限り、官廳割據の弊は大いに是正せられ、行政各部の統一は根本的に保持されるであらう。權限争ひ、所管争ひも圓滑に解決されるであらうし、政策意思の一元化ははじめて期待される。この点首相の指示權設定は直接行政機構に觸れないけれども、實質においては、現在の平面的な各省機構を立體的に機能せしめる効果は絶大と思はれる。

つぎに職權特例によれば、前記「物資の生産擴充上特に必要ある時は勞務、資材、動力及び資金に關する各省大臣の職權の一部を命を承け内閣總理大臣自ら行ひ、または他の各省大臣をして行はしむることを得る」定めである。これは大體鐵、石炭、輕金屬は商工大臣、船舶は海軍大臣、航空機は陸海軍大臣の所管となることに内定してゐるが、たとへば鐵において商工大臣が勞務、資材、動力、資金に關する職權を一手に掌握すれば、少くとも鐵に關する限り、官廳割據の態勢は根柢から覆へ

されるわけであり、民間側も商工省を相手とすれば、大抵の事務は片づくから、生産運営の能率向上は大いに期待できるであらう。この場合總理大臣は關係行政官廳（たとへば厚生省）の職員をして、臨時他の行政官廳（たとへば商工省）において職務せしめることができ、右に伴ふ罰則の適用については、その職權を行ふ他の行政官廳または官吏は、これを當該行政官廳または官吏と見做すのである。

かくの如く總理大臣の指示權設定、並に超重点物資に對する各省權限の統一により、戰時行政職權特例は官廳割據主義の是正に多大の寄與をもたらすものと考へられる。

第二の積極的な狙ひは、官僚統制の止揚である。事變以來の國家統制を目して官僚統制となす非難は、屢々各方面から口にされて來た。そのなかには徒に自由經濟時代の夢を追つて統制を無用視、あるひは厄介視する利己的な見解も少くないが、場合によつては國家統制のあるものが末梢に走つて、自由なる創意の發動を蹂躪し、煩瑣な行政手續によつて民間の負擔を重からしめるのみならず、畫一的に法規の形骸に囚はれて、現實の事態と遊離した措置を強制するとき傾向に對して、率直な抗議を提出してゐることもあり得る。われ／＼がこゝにいふ官僚統制とは、もちろん後者の場合を指すものであるが、特例法並に臨時措置法は、この弊を除去する上に重大なる役割を果すも

のである。

特例法によると「法律による人または法人の行爲に對する禁止または制限の全部または一部を解除する」ことができるが、これによりたとへば工場法による就業時間の制限、關稅法による入港禁止、經理統制令、資金統制令等における諸制限等を緩和することが可能となる。従つて統制は著しく簡易化され、かつ畫一的に煩瑣な取締りを強制する弊害も除去されよう。また「法律により監督または命令、處分、その他の行爲をなす甲の行政廳または官吏の職權を乙の行政廳または官吏をして行はしむる」規定であり、たとへば砂鑛法の上における主務大臣の職權を、鑛山監督局長をして行はしめることが考へられる。これも民間側にとつては、多大の便益増大を意味する。

臨時措置法は行政事務そのものの簡易化、すなはち手續または處理の簡捷化を目指すものであり、必要の場合勅令の定むるところにより許可、認可を要せざること、簡易なる代行制度を採用すること、申請後一定期間の經過により當然許可ありたるものと見做し得ること等が規定されてゐる。統制經濟の高度化につれ、文書職といはれるくらゐの許可、認可の手續が複雑となり、これに多大の精力を浪費せしめられる傾向がみられる際、この法律の持つ効果は大きい。

第三には超重点生産の實施が考へられる。職權特例において

鉄、石炭、輕金屬、船舶、航空機が超重点物資として特別扱ひされ、特例法において人または法人の行爲に對する制限が解除されたことは、在來の重点主義生産から一步を進めて、超重点的な生産運営が企てられてゐることを如實に示すものである。元來戰爭經濟といふものは、重点主義を建前とする。戰時統制はすべて平和産業よりも軍需産業に重点を置いて實施され、軍需物資の重点生産がその目標である。各種の統制措置はこのために必要となるが、かかる統制が体系化されると、逆に重點生産を目指して出發した統制そのものが、重點生産の完遂に邪魔になる場合が考へられ、特に一部の物資を限つて例外的な取扱ひを必要とするにいたる。こゝに超重點生産の理論的必然性が存し、その限りそれは戰爭經濟の持つ特質を尖鋭に表現せるものに外ならない。しかも現實の戰爭經濟において現在生産力に比し資材、勞力、動力、輸送力の不足が痛感される場合は、自ら限られた生産要素を最も緊要なる物資の獲得に集中するのは當然の措置であり、さきの理論的必然性は現實の要求とも完全に符合して來るであらう。刻下超重點生産が要請される所以は、實にかかる事情にもとづく。換言すれば、在來の統制体系は完璧に近づくとともに、戰爭經濟の關連なる運営の極端と化し、戦局の展開に呼應して機動的な即應態勢を整へるに不適となつた。それと同時に長大なる補給路を確保しつゝ、渡洋作戰を敢行

するため、生産増強用に供せられる船腹が必然的に制約される結果、現有生産能力に比して各生産要素の不足が感ぜられるにいたり、かくして必然的に超重點生産の段階に突入したのである。従つて今回の一聯の新方策を出現せしめた機縁は、上述のごとき議會對策によつて與へられたが、しかもそれにとゞまらず根柢において統制經濟に内在する矛盾が、それを必然化せしめたことを忘れてはならない。

(三) 省の改廢新設は採らず

戰時行政職權特例を中心とする新方策の積極的な狙ひは、以上のごとく官廳割據主義の是正、官僚統制の止揚、超重點生産の實施の三點にある。しかし新方策の意義は決してこれに盡きるものでなくその裏面に消極的な含意があることに注目する必要がある。その消極的な狙ひとは、根本的な行政機構の改革を行はないといふ意思表示である。職權特例は一應現行機構をそのままとして利用し、たゞ各大臣の權限を調整統一することにより、行政機能の最高度發揮を狙つたもので、軍需省、生産省、産業省の新設には何等觸れることなく、また生産本部の設立も顧慮しない。東條首相は議會において再三「機構より人」と力説して、現行機構の改廢を行ふ必要な旨を明かにした。ただし「民間の知識を動員することについては、私におま

かせ願ひたい」と答弁して、何事か期するところあつたが、果せるかな、三月十七日内閣顧問の設置と内閣顧問並に關係閣僚よりなる臨時經濟協議會の設立、行政監察制の實施を公表した。これは決して行政機構の改革ではなく、改革をやらなため措置であるともみ得る。すなはち内閣顧問は總理大臣の顧問として、その指示權行使を適正ならしむるため、重要物資の生産擴充、その他臨時經濟の運営に關する總理大臣の政務施行の權機に參する任務をもち、原則としては個々の意見を徴せられる。臨時經濟協議會は總理大臣を會長とし、關係國務大臣及び内閣顧問を委員として、職權特例の施行その他臨時經濟の運営に關する重要事項に關し、總理大臣の諮問に應ずるものである。協議會において注目されるのは、幹事として内閣書記官長、企畫院總裁のほか陸海軍の軍務局長を加へて、政戰兩略の一致に万全を期した点である。また行政監察制は、勅命により國務大臣または内閣顧問中より査察使を定め、實地につき行政の實績、就中生産力擴充に關する重要政策の透透具現の状況を査察するを目的とする。

要するにこれらの諸制度は現行行政機構を前提として、その運用の適正化を圖ることに重点があり、その意味で職權特例等の建前と完全に合致し、かくして政府が行政機構の改革を行はなといふ方針は、終始一貫堅持されてゐる。いま戰時行政職

權特例を中心に政府の抱懐する構想を要約すると、現行機構はそのまゝとするが、超重点物資の生産に關する各般の權限をそれぞれ所管大臣に統一して有機的な運営を期するとともに、總理大臣は行政上の指示權を行使して各省の施策を統制し、強力に適宜の措置を推進せしめる。従つて總理大臣の生産行政における地位は比類なく昂まるが、その場合總理大臣を輔佐する任務は、企畫院並に臨時生産増強委員會が擔當する。また總理大臣は内閣顧問の意見を徴して政務を施行し、必要の場合には臨時經濟協議會に諮問したり、行政査察使を特派したりして生産の適正化を圖る。かく現在の機構に立脚して超重点生産の圓滑なる推進を期する点が、殊府の消極的な狙ひであると考へられる。

以上のごとき政府の構想は、大体において妥當である。すなはち第一に現在行政各省の廢合新設を行はなといふことは、穩當な見解といへよう。總じて行政機構改革のために事務能率の低下を來し、生産にも悪影響を及ぼす恐れに對して、戒心を要するものがある。新しい省が出来ても、それが能率的に動き出すまでには相當の時日を経なければならぬであらう。また個々的には純粹の兵器生産を取扱ふ軍需省の設立は、陸海軍間の全面的協力によつて實現されるが、なほそれだけにとゞまらず統帥部と緊密な連繫を必要とするから、他の産業各省並みの

組織によつては到底運営し得ない。こゝに軍需省案の最難點が存する。生産省案は軍需と民需を一手に管掌する任務をもつから、最も合理的であるが、實際問題として軍需に關する右の困難に加へて、それと民需との調整につき新しき困難が附加され、理論倒れに終る恐れが多分にある。それに比すれば、産業省案は兵器生産に屬しない民需生産の關係省を統合するものであるから、遙に實行容易であるが、この程度のことすらなかなか簡單に行はれ得ないであらう。かく考へて來る時、省の改廢新設は必ずしも得策ではないのである。

第二に極力民間の知識を動員利用することは頗る望ましい。政府が産業の實情に疎く、獨善的施策に走つたならば、戰時下不要の摩擦を惹起するであらう。民間人の尊重は、かゝる危険を回避するのに役立つといふべくまた民間人の着想は、戰爭經濟運営に貴重な示唆を與へるものと思はれる。その意味で民間人の起用が果す役割は些少でないであらう。

かく考へる時行政機構改革を行はなといふ政府の方針は、一應是認されるやうに思はれる。われ／＼はそれ自体として、必ずしも反對するものではない。しかし後述のごとく省の改廢とは別個に超重点生産運営のための企畫機關として、戰時増産本部の設置が必要であると思ふ。それは内閣顧問制、臨時經濟協議會の存在にも拘らず、なほ必要性を減じてゐない。われわ

れは行政機構改革は行はずといふ一般的立場を認めつゝ、それを省の改廢新設の意味に限つて、理解せんとするものである。

(四) 計畫生産の機動的調整

戰時行政職權特例を中心とする政府の戦力増強方策は、以上の内容をもつものであるが、具体的にはかゝる措置により、超重点生産は如何に推進されるであらうか。われ／＼はそれを運用の形態並に機構の兩側面から検討したいと思ふ。

まづ超重点生産の運用に際しては、現下の戰爭經濟の特質を根本的に理解することが要請される。戰爭經濟は現在各種の國家計畫によつて統制的に運営され、いはば計畫經濟の形をとつてゐるが、戦局の緊迫により、最近には作戦の經濟に及ぼす影響は極めて深刻化し、計畫經濟といふより機動的經濟の相貌を呈するにいたつた。すなはち戰爭經濟の輪郭は計畫的に規定されるが、作戦の展開に即應して、機動的に計畫の枠内で臨機措置を講ずることが要請される。従つて戰爭經濟における國家計畫の重要性には毫も變化ないが、現實の事態に即して如何にこれを運営するかが、むしろ當面の課題でなければならぬ。超重点生産の運用に際しては、計畫經濟の機動的經濟化に留意することが最も必要である。鉄、石炭、輕金屬の生産は、海上輸

送りに依存するところ多大であり、これらを原料とする航空機、船舶の建造も同様である。従つて作戦上の關係から、船舶の設備が増減する時には、直ちに超重点物資の生産計畫自体にも、重大なる變化がもたらされる可能性があり、生産運営は著しく機動的な色彩を帯びざるを得ない。その他船舶關係ばかりでなく、直接作戦自体の要求からも、計畫の変更が促される場合も生ずるであらうし、かくて作戦と産業の一体化は、いよ／＼切實な要請となつて来る。

超重点生産は機動性を明確に把握して、敏速に誤りなき措置を講じなければならぬ。これには産業の實態を的確にするとともに、統帥部と緊密な連絡を保持することが絶対的條件であり、そのため後述のごとく特殊の企畫機關として戦時増産本部を必要とするが、いづれにせよ基本計畫の改訂は免れ難いであらう。超重点物資の生産計畫における變化は、それと關聯する物資に對しても、廣汎なる變化を招來するものと思はれる。そのため戦争經濟に不測の混亂を生ぜしめざるやう、平素より十分なる準備と研究が大切であるが、それには超重点生産を常に有機的体系的に推進すること、配慮しなければならぬ。かゝる見地から、まづ超重点産業間の調整を圖ることが必要になる。鐵、石炭、輕金屬は船舶、航空機の原料であるから、そこに深い相互依存關係が存するのは當然として、特にこの際

考慮を要するのは、各生産要素、すなはち勞務と資材と輸送力の調整である。勞務においては、まづ勞働力の配置の不均衡が問題になる。總体の絶対量が不足しない場合でも、比較的需給の余裕がある産業と、かなり窮屈な産業とが存在するため、勞働力がフルに利用されない憾みがあるが、これに對し配置の轉換を斷行して、超重点産業内部における融通を促進すべきであらう。しかし勞働力の配置轉換は、白紙に圖を引くやうに簡單ではなく、多大の困難を伴ふことを覺悟しなければならぬ。

これについては、企業整備に關聯して述べたいと思ふ。むしろ超重点産業における勞務の問題は商工省、陸軍省、海軍省がそれぞれ勞務行政を取扱ふ結果、その間かなり不均衡な配置が現はれる危険がある点に存する。生産能率に重点を置く立場と、勞働力の保全を重視する立場とは、かなり賃金政策等においても色彩の相違が明瞭となるであらう。この間に處して、思ひつきのな勞務行政を是正し、首尾一貫せる措置を講じて行くやう、適切に誘導する必要がある。

資材に關しては、その偏在の是正に全力を注がなければならぬ。各産業間はもちろん、各工場間に相當資材配分の不均衡がみられるが、まづ一産業内部で資材の融通を獎勵し、可及的に一箇所にプールして余裕ある場合は、他の超重点産業に廻すやうな方策を講ずべきである。超重点生産は資材の集中利用を

目的とするが、それには他の産業から資材をもつて来るだけでなく、超重点産業内部においても、必要に應じて重点的に融通を圖ることを考へなければならぬ。次に輸送力の權限は、その性質上商工大臣、陸軍大臣、海軍大臣には分屬せしめられてゐない。しかも海上輸送は逓信省、陸上輸送は鐵道省の所管であり、港灣行政に關しては、さらに大藏省、逓信省、鐵道省、内務省等の權限が複雑に交錯してゐる。従つて超重点産業に如何に輸送力を配分するかは、相當重要かつ困難な課題といはなければならぬ。しかも前述のごとく、輸送力は作戦との關聯が最も密接であるから、その調整は一層注目されるわけである。

超重点生産の運営においてつきに考へらるべきは、重点産業と關聯産業の調整である。議會においても、この点最も論議が集中されたが、超重点産業はもとより孤立して存在するものではないから、超重点産業の生産を確保するためには同時に、その基部並に周邊にある老なる關聯産業の生産を確保し、あはせてそれと超重点産業との結合を緊密化する必要がある。これが完全になされないと、超重点産業が浮き上つてしまつて、何等効果的な生産を期待出来ない。

しかも關聯産業の範圍たるや極めて廣汎であり、意外なところまで及んでゐる。今回の措置によりわが産業界は、五つの中

心をもつピラミッド型に編成されると考へることが出来る。この点從來産業界には漠然と基幹産業、あるひは附隨産業とか、親工業あるひは下請工業とかの別が存したにとゞまり、何等はつきりした觀念がなかつた。統制會の綱が全面的に張り繞らされるに及んで、二十有余の統制會が大小とり／＼に平等な地位を占め、立体的な構成をとらなかつたため、各産業間の關係は格別規定されるところがなかつた。しかし今回鐵、石炭、輕金屬、船舶(造船)の各統制會は、一應他の統制會に對して主導的地位を占めることになり、航空機をも含めた五産業に對して、兩余の産業は形式上從屬關係に立つわけである。もちろんさういつたからとて、超重点産業と關聯産業との價値に、高下を附することが目的ではなく、従つてまた關聯産業の意義を輕視するものではない。われ／＼はこれにより産業界の自然的な体系附けが行はれ、階層的秩序が形成されたことを重視するのである。

關聯産業の生産確保については、さきに超重点産業の勞務、資材、輸送力調整に關して述べたことが、大体あてはまるであらう。その輪郭は物動計畫によつて與へられるが、これにもとづいて生産を行ひ、超重点産業への供給を遺憾なからしめるために案出されたのが、生産増強推進協力會の設置、並に供給協定の締結である。いづれも重要産業協賛會の提唱になるが、ま

づ超重点産業統制會毎に關聯産業統制會及び統制團體よりなる協力會を組織し、生産推進の日常協力体制を確立するため、連絡員を設置して分擔計畫の實施状況につき、常時緊密なる連絡を保つ。しかして必要に應じ協力會總會を開催し關聯産業の生産計畫、引渡し計畫について協議するとともに、過去の實績並に將來の見通し等を具体的に検討して對策を協議する。超重点物資の生産計畫達成に必要な不可缺なる要件（原料、資材、動力、燃料、輸送等）の供給に關しては、供給協定を結び、計畫達成に優先的に協力する態勢を確立する。供給協定は超重点産業の統制會が仕様納期等を明示して關聯産業統制會に申込むことによつて開始され、協定を結んだ産業は責任を以て當該物資の生産並に供給實施に盡力し、その關聯する部面において優先的取扱ひをなし、もし協定の實施を妨げる事項が発生したならば、速にこれを相手方に豫告して障礙の除去に努力する。

以上が重要産業協議會の拘く構想である。統制會の存在を認める以上、關係統制會の協力によつて超重点産業と關聯産業との結合を強化せんとするの着想は妥當であるが、しかし供給協定の運営を適正嚴密ならしめるには、かゝる申合せの協定にとゞまらず、根本において國家計畫がこれに對應してゐなければならぬ。すなはち物動計畫はじめ各種の國家計畫が、關聯産業から超重点産業への製品供給を確保し得るやうに設定される必要

があり、特にこの見地から物動計畫は素材物動から製品物動へと發展せしめられなければならない。現在の物動計畫の建て方が素材の基礎的配分にとゞまつて、それが製品化される段階にまでは及ばず、従つて製品の定量確保は、多分の動搖性と可變性を孕んでゐる。これでは如何に供給協定を結んでも、その實行が保證されないであらう。製品物動の設定はもとより容易ではないが、万難を排してその達成に向ふべきであり、漸を追つてその整備を圖らなければならない。今年十月より機械の計畫生産が發受注統制を基礎として一部實施されるやうになつたが、かゝる試みは機械生産の製品物動化に一步を進めるものである。

製品物動の設定は、同時に一元的な發受注の統制の實施を前提とするものである。如何に精緻な計畫を設けても、その實行に際して軍需民需の發受注が無統制に行はれたのでは、全く空文に等しいものとなるであらう。製品物動は軍需民需を包括する綜合的のものでなくてはならず、従つてまた發受注統制も双方にわたることが必要である。この點機械生産の發受注統制は民需を主とするもので、不完全の譲りを免れない。綜合的な發受注統制にあつては、製品物動計畫にもとづいて需要の性質に應じ優先順位を附し、受注工場の設定も當事者間の合議に委ねず計畫的に指定し、製品に應じて生産能力を最高度に發揮せし

めるやう心掛けなければならない。かくのごとき發受注統制の大任に統制會が當るには、その育成強化が大いに必要であり、然らざる限り、現状ではいさゝか荷が重過ぎるといへよう。

關聯産業のうち特に重要地位を占めるものは、工作機械工業である。これは元來超重点産業のうちに加へらるべきものであり、今回の指定に洩れたのはいさゝか奇異の感がある。工作機械の供給確保は、他の五物資生産に絶対不可缺である。須くその製品物動化と發受注統制を、一刻も早く斷行すべきである。

(五) 企業整備と表裏一體

超重点生産の運用に際し、差當り最も問題視されるものに企業整備がある。これは單に平和産業のみに限られず、超重点産業及び關聯産業においてもとりあげられる点に、事態の深刻性と重要性が存する。現段階における企業整備の動因をわれわれは次の三点に求める。第一に物動計畫にもとづく石炭、電力等資材の供給不足のため、現有設備の過剩遊休化が必然的に招來される。従來も石炭、電力の供給制限のため工場の操業停止が行はれたが、船腹の關係から石炭の輸送困難が増大するや、延いては電力の供給にまで影響を及ぼし、こゝに石炭並に電力といふ工業の基礎動力の不足は、他原料の缺乏と相俟つて、企業整備を大々的に促進するであらう。この動因からする企業整備

は、超重点産業を優遇する結果、もちろん平和産業において最も甚しいが、しかもこれのみに限られず、他の軍需産業にもある程度及ぶであらう。加ふるに北海道ならびに九州のごとく石炭の供給が豊富な地域においては、他に比しその必要は減じ、むしろこの地域において重点的に生産を行つて、供給力を確保することも考へられる。

第二に超重点物資のうちでも最も重要な鉄鋼生産、殊に造船促進のため屑鉄回收の見地から、企業整備が必要となる。輸送中に制約のある今日、國內の屑鉄回收は比類なき重要性を帯びて來た。このため平和産業、就中繊維工業を中心に屑鉄を供出せしめる關係上、企業整備が大々的に要請される。軍需産業における設備は屑鉄化するよりも、他の方面に利用せしめる方が概して得策であり、従つて直接屑鉄供出を目的に、軍需産業の整備が實行されることはあまりないであらう。

第三に生産合理化の観点から行ふ企業整備が考へられる。限られた資材努力を最高度に使ふためには、各工場の生産品種を専門化し、各自最適の製品に集中して、合理的な生産運営を實行することが望ましい。その結果超重点産業、關聯産業を問はず、高度の企業整備が必要になつて來る。これは他の二動因にもとづく企業整備に比し、生産構造の高度化として、積極的な意味をもつものといふべく、もしこの見地が強く貫徹された

ならば、生産増強に寄與するところ決して少くないと思はれる。

かくして超重点生産の實施と企業整備の推進とは表裏一体をなす關係にある。兩者は切離して個別的には考へられず、双方を關聯的綜合的にとりあげなければならぬ。しかし企業整備は、從來の經驗に徴してもなか／＼實行困難な問題であり、しかも今回は短時日のうちに斷行する必要に迫られてゐるのみならず、その規模も從來と比較にならないほど大きいと豫想される。こゝにおいてかゝる企業整備を如何に行ふかは、超重点生産當面の大問題とならざるを得ない。

企業整備の具体的内容はまだ明かになし得ないが、その論點は大體計畫の設定、企業の措置、勞務者の措置の三つに要約されるであらう。まづ計畫の設定であるが、各産業間の關聯は寬外に複雑であり、末端における企業整備が思はぬところで超重点産業の運営に支障を興へる恐れなしとしない。このことを念頭に置いて細密周到なる計畫を立てないと、思はぬ事態が出現しないと限らない。しかるに現在産業の實態把握は決して十分であるとはいへず、多大の不安を感じしめられる。速に詳細なる産業調査を行ひ、それに準據して整備計畫を立てなければならぬが、計畫の樹立に際してはよく全体の見通しをつけ、作戦の展開にも十分即應して行くことが要求される。従

來の整備計畫がとかく杜撰の譏りを受けたのに鑑み、最初からこの点十分の準備を以て對處しなければならぬ。

整備される企業對策としては、閉鎖に要する資金問題がある。これまで企業整備に際しては、企業合同が代表的な形態であつたが、現在は合同よりもむしろ直接企業閉鎖または休止が適切である。そのため國家の買上げないし補償が考へられるが、在來のごとく公債交付による時は、インフレを激化せしめる懸念があるので、新しき方法が案出さるべきであらう。公債を交付しても會社を解散せしめず、公債保有の形で残存せしめるとか、あるひは公債に代る債務證券を交付して、利子の形で國家が年々補給を繼續するとか、思ひ切つた措置が必要と思はれる。

つぎに勞務者對策としては、轉廢業が眞剣に解決を迫られる。恐らく企業整備の結果、數十萬の轉廢業者を出すであらう。これをどう處置するかは、生産問題たるばかりでなく、切實な社會問題である。もちろん轉廢業者のうちには歸農するものもあらうし、また平和産業従業員の多くは女工であるから、それはど轉廢業問題に悩む必要はない。それにしても相當多數は超重点産業への配置轉換を要請されるが、その場合強制的措置に訴へることに難点があるのはまだしも、従業員及び家族を移住せしめることに伴ふ住宅、轉送等の障礙も決して輕視出來

ない。これらの困難にも拘らず、轉廢業對策を強行するには、國家は斷乎たる覺悟を以て積極的な措置を講ずべきであり、在來の斷片的部分的な轉廢業對策から、高度の職業政策への質的飛躍を要請される。轉廢業は國民の職業再配分の問題であり、單なる經濟對策以上の重要な意義を持つことを銘記すべきである。

(六) 超重點生産の機構

超重點生産の實行に必要な機構は、如何にあるべきか。前述のごとく政府は内閣顧問、戰時經濟協議會、企業院、臨時生産増強委員會等を中心に運営を期し、格別新しき行政機構の改革を考へてゐない。われ／＼も大體それに賛成であるが、たゞ超重點生産運用の綜合的企業機關として、戰時増産本部を設立すべきではないかと思ふ。前項に述べたごとく、各種の運用に當るには内閣に増産本部を設け、こゝに生産増強委員會を吸収して、機動經濟の本領を發揮しなければならぬ。企業院は基本的なる國策の立案と、各國家計畫の設定のみで十分の仕事があり、刻々の状況變化に應じて臨機を講ずるには、むしろ企業院外の別個の強力な機關の方が適切である。すなはち企業院は全体の枠を作り、その枠の範圍内で機動的に運営に當るのが増産本部の仕事である。それには本部と企業院の連絡の緊密

戦力増強政策の推進

化を圖るとともに、本部と統帥部の關係についても特別の工夫を凝らし、作戦と産業との一体化を可及的に具現するやうにすべきである。抽象的に考へると、増産本部は大本營に設置するのを可とするが、それには部員の身分等において困難が生ずるであらう。従つてまづ内閣直屬の組織とするのが妥當であると思はれる。企業院のほかには増産本部を設けることについても、反對論が起り得るが、兩機關を分離することは、それから豫想される多くの弊害にも拘らず、なほ計畫の運営に清新な措置が講ぜられる可能性なしとしないから、敢て提言する所以である。

増産本部の決定は、法律的には總理大臣の指示權を通じて所管大臣(たとへば鐵、石炭、輕金屬については商工大臣)に傳達されるが、その場合所管大臣が如何に傘下企業に國家の方針を傳達するかは、考慮に値する問題である。政府の建前は各省と企業の間には統制會を介在せしめて中間の連絡機關とするにあり、われ／＼は國家と企業をさらに直截にかつ力強く結ぶため、企業の國家管理制度を斷行し、統制會の介入を自然的に停止すべきではないかと思ふ。これは統制會の排除を目指すのではなく、國家管理の結果として、統制會の機能が一部後退するのである。こゝに國家管理制度の内容を詳細説く余裕はないが(拙稿「企業國家管理論」改造十八年二月號參照)要するに

官民の最高審議機關たる戰時經濟協議會が、この點如何なる機能發揮するか、國民の等しく注目するところである。

(土屋 清)

現行の工場事業場管理令にもとづく工場管理を強化擴充して、生産管理のみならず經理管理、身分管理をも行はしめ、重要工場とは一本の國家管理官事務所を設置して、在來の工務官、勞務官、能率官、鑛山官、監督官等の各種官吏を吸収統合し、所管大臣の命令は事務所に直接傳達され、管理官によつて實行に移される仕組を考究すべきであると思ふ。これにより企業に對する國家の責任の所在も極めて明瞭になり、また企業も株主總會に非ずして、社長が管理官に對して全面的に責任を負ふことになるから、生産責任が明確化して、決戦段階に相應しい規律ある生産運営が行はれるであらう。その際統制會は産業の實態把握といふ新しき任務に専念することによつて、その存在を維持するであらう。實態把握が如何に現在重要であるかについては、前述した通りである。統制會は實態把握を通じて増産本部に最新の情報を提供し、機動經濟の推進に十分貢獻し得るであらう。その意味では國家管理と統制會とは、相協力すべきものと思はれる。

超重点生産の運営如何こそ、大東亞戰爭の前途を決する重大契機である。現在最も戒心すべきは、徒に目前を顧慮して根本態勢を確立する絶好の機會を逸することである。徒に觀念的抽象的な革新は回避すべきであるが、前途を見通して抜本黨源的な處置を講ずる明断こそ、われわれの期待するところである。

朝日東亞年報日誌

朝日東亞年報日誌

昭和十八年一月—三月

政治

- 一・三 情報局、陸海軍、外務、内務、大東亞各省間に「情報協議會」設置
- 二 首相官邸に軍臣懇談會開く
森山銳一、左近司政三、田中都吉、石黒忠篤、鮎川義介の五氏貴族院議員に勅任さる
- 三 學制改革七勅令公布
- 四 「戰時行政職權特例」及び「戰時行政特例法案」を閣議決定
- 五 「生産増強、勤勞緊急対策」並に「勤勞青少年補導緊急対策」の二要綱閣議決定
- 六 議會休會一週間延長
- 七 第八十一帝國議會再開、東條首相演說中に、本年中にビルマ獨立を認めると言明
- 八 昭和三十八年度國民貯蓄增加目標額二百七十億圓と閣議決定
- 九 昭和三十八年度國民貯蓄增加目標額二百七十億圓と閣議決定
- 一〇 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 一一 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 一二 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 一三 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 一四 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 一五 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 一六 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 一七 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 一八 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 一九 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 二〇 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 二一 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 二二 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 二三 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 二四 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 二五 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 二六 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 二七 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 二八 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 二九 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 三〇 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 三一 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 三二 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 三三 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 三四 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 三五 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 三六 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 三七 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 三八 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 三九 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 四〇 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 四一 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 四二 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 四三 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 四四 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 四五 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 四六 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 四七 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 四八 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 四九 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 五〇 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 五一 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 五二 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 五三 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 五四 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 五五 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 五六 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 五七 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 五八 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 五九 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 六〇 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 六一 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 六二 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 六三 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 六四 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 六五 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 六六 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 六七 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 六八 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 六九 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 七〇 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 七一 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 七二 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 七三 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 七四 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 七五 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 七六 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 七七 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 七八 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 七九 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 八〇 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 八一 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 八二 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 八三 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 八四 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 八五 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 八六 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 八七 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 八八 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 八九 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 九〇 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 九一 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 九二 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 九三 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 九四 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 九五 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 九六 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 九七 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 九八 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 九九 昭和三十八年度豫算案議會にて成立
- 一〇〇 昭和三十八年度豫算案議會にて成立

日誌

二二五

三〇 松井太久郎陸軍中將支那派遣軍總參謀長に補せらる

三〇 昨年五月三十一日特殊潛航艇でデイエゴ・スワレス灣及びシドニー港に突入し偉功を奏した第二次特別攻撃隊戦死者十勇士に、同日附に選つて二階級進級

三 第二次特別攻撃隊十勇士ほか大東亞戦争戦死者合同海軍葬儀を吳海軍鎮守府で舉行

外交

一、三 駐日ドイツ大使更迭、駐支大使スティーマー氏新任

一〇 中華民國國民政府米英に宣戰布告、同時に「戦争完結についての協力に關する日華共同宣言」及び「租界還付及び治外法權撤廢に關する日華協定」を南京で調印

二〇 日獨、日伊の經濟協定ベルリンとローマでそれぞれ調印

空部隊が舊臘三十日より一月一日にわたり來襲した敵機と交戦を戦果とともに發表

二 大本營よりニューブリテン島、ソロモン群島方面所在部隊が舊臘三十一日以來一月二日までムンダ、ラバウル、スルミ方面に執拗に來襲した敵機延數五十數機撃退を發表

四 江北東台西南方面李明揚、陳泰運討伐戦四日までの戦果發表

五 安慶北方桐城附近敵一七五師討伐戦戦果發表

六 塚田攻陸軍中將昨年十二月十八日中支戦線で戦死を發表、大將に進級

七 大本營より十二月陸軍航空部隊ビルマ方面綜合戦果發表

八 支那派遣軍戦況發表、(北支)河

北省中間部の共産軍討伐戦、膠東共産軍撃滅を指す第九次魯東作戦及び蘇北徽山湖西岸地區掃蕩戦は何れ

も甚大なる戦果をあげ引續き作戦を展開中(中支)大別山方面の作戦活動に繼續中

二 津浦、淮南兩線間地域に震動の敵一七一師主力の殲滅を期し江北地帯に新作戦を開始

中支方面長江下流一箇年の綜合戦果發表

北支方面晋察冀邊區軍討伐作戦十

二月中綜合戦果發表

三 大本營より陸軍航空部隊が南太平洋方面で優勢なる敵と交戦しつゝわが地上作戦及び海上輸送に協力中なりと發表

四 大本營より中支那方面帝國陸軍部隊が昨年十二月下旬より敵第五戰區李宗仁麾下の約五万を大別山山系に包圍、大なる打撃を與へその主要據点を覆滅と發表

六 大本營より一月五日以降十一日までの海軍航空部隊の戦果發表

北支軍より同軍十二月中綜合戦果及び昨年中の綜合戦果發表

八 山東省中部山地に城寨、山東抗日勢力の中樞たりし魯蘇戰區軍新編第四師長吳化文上將は霧春霜中將以下麾下約四万の兵力を率ゐて我に歸順、大東亞戦争参加を宣言

九 大本營より帝國陸軍航空部隊が十六日雲南飛行場、十七日フエンニイ及びチッタゴン兩飛行場攻撃を戦果とともに發表

中支軍より最近における武漢周邊地區の戦況發表

十二日以來應城西北方藥店、羅店、宋河、三陽店各地に震動の敵を地上航空兩部隊協力して撃碎十八日作戦終了

三〇 揚子江北岸蘇北東台西南方面掃蕩戦一月中旬までの綜合戦果發表

三 大本營より海軍航空部隊の南太平洋方面戦果(二十九機撃破等)を

發表

三 米海軍長官ノックス南太平洋前線視察より歸る

一 大本營よりレンネル島沖海戦の戦果、一月二十九日、三十日敵艦二隻巡洋艦三隻撃沈、戦艦一隻巡洋艦一隻中破、戦闘機三機撃墜を發表

四 大本營より一日イサベル島沖海戦と帝國潜水艦一月二十三日及び三十一日のカントン島砲撃を發表

九 大本營よりガダルカナル島、ブナ附近よりの轉進完了と同方面綜合戦果發表、綜合戦果はすでに發表せるものを除き、敵に與へた損害人員二万五千名以上飛行機撃破二百三十機以上火砲破壊三十門以上戦車破壊二十五台以上、わが方の損害戦死戦病死一万六千七百三十四名飛行機自爆未歸還百三十九機

一〇 大本營よりイサベル島沖海戦の戦果、巡洋艦一隻撃沈、巡洋艦一隻驅

- 送艦一隻魚雷艇十隻撃沈、飛行機八十六機撃墜を發表
- 二 支那派清軍より昭和十七年の綜合戦果、遺棄死体二十六万、俘虜十二万四千その他を發表
- 三 大本營より帝國潜水艦の戦果、一月中旬—二月上旬にオーストラリア東岸で船六隻、五万四千トン撃沈を發表
- 三 大本營より帝國海軍部隊のソロモン、ニューギニア方面未發表戦果、艦艇十六隻船十隻撃沈、飛行機二百三十七機撃墜を發表、これに昨年八月七日以降本年二月七日までのソロモン群島とニューギニア方面綜合戦果は、艦艇百四十隻船四十一隻撃沈、飛行機千三百一十一機撃墜、わが方損害艦艇三十五隻船二十七日沈大中破、飛行機六百一十一機自爆未歸還大破となる
- 二 中支軍より沙市、南昌方面より新

作戦展開の旨發表

- 二六 中支軍より蘇淮地區に新作戦展開の旨發表
- 二八 大本營より帝國海軍航空部隊、地上部隊のソロモン方面(六十五機撃墜破)西南太平洋方面(九機撃墜破)アリニューシヤン方面(七機撃墜破)の戦果を發表
- 三〇 大本營より帝國海軍航空部隊のソロモン・クリストバル島方面の戦果(十七日驅逐艦二隻と大型輸送船一隻撃沈)を發表
- 三 中支軍より沙市東南の揚子江畔にて敵四個師包圍潰滅を發表
- 三 大本營より帝國陸海軍部隊フランス政府諒解の下に二十一日廣州灣フランス租借地に進駐を發表
- 三 大本營より帝國海軍航空部隊のエスピリット・サント島(ニューヘブライズ諸島)夜襲、二十一日驅逐艦一隻撃沈一隻炎上、軍事施設を爆砕を

發表

- 二 帝國陸軍部隊四川省萬縣、梁山を猛爆
- 二 中支軍より湖北作戦の完了(二十一日開始、二十六日堡壘一千余を攻略し、敵將王勁哉を捕獲)を發表
- 二 中支軍より新作戦展開の旨を發表
- 三 中支軍より湖北作戦、蘇淮作戦の戦果を發表
- 八 大本營より二月十六日以降三月五日までのソロモン群島及びニューギニア方面の帝國海軍航空部隊の戦果(飛行機百十三機撃墜、十一機撃破、潜水艦四隻撃沈)並に我方損害(驅逐艦二隻輸送船五隻各沈没、飛行機七機自爆及び未歸還)を發表
- 三 大本營より帝國海軍航空部隊が八日東部ニューギニア方面で敵輸送船一隻撃沈、他の一隻大破、海軍部隊が十日ソロモン群島のが航空基地

- に來襲した約六十の敵機中十一機を地上砲火で撃墜、我方損害輕微、海軍航空部隊が十一日ニューギニア島東部の敵航空基地を攻撃、挑戦して來た敵機十八機を撃墜、我方損害自爆及び未歸還二機、帝國海軍部隊は十一日鳴神島に來襲した約三十機中三機を地上砲火で撃墜、他を撃退、我方損害輕微を發表
- 米國海軍省、南太平洋における一部損害(沈没損傷三十九隻)を發表
- 三 大本營より帝國陸軍航空部隊が二十三日拂曉印度東南部チッタゴン附近の敵飛行機撃破、全機無事歸還を發表
- 三 大本營より帝國陸軍航空部隊が二十一日チッタゴン西北九十キロ、フエンニイ飛行場を、二十五日チッタゴン附近の飛行場を攻撃した旨を戦果とともに發表
- 三 大本營より南太平洋方面帝國陸軍

航空部隊の本年初頭より三月中旬までの綜合戦果、ニューギニア方面撃墜九十五機、地上撃破三十機、ソロモン方面撃墜六十二機、地上撃破十五機、我方損害三十機を發表

大本營より帝國陸軍航空部隊は十七日チッタゴン南方百キロ、コックスバザー及びモンドウ附近の敵船砲攻撃をその戦果とともに發表

大東亞共榮圈

- (抗)は抗日の重慶政權、中國共產黨等
- 一 (抗)重慶公使謝ヴァチカン駐在赴任を傳ふ
- 二 汪國府行政院長東條首相と交輔放送
- 三 ビルマ原住民軍優秀幹部候補生三十名陸軍士官學校留學決定
- (抗)重慶維維鈞英國訪問を傳ふ
- 四 ジャワ軍政監部棉花五箇年計畫樹

立

- (抗)重慶四川南部及び雲南地區に新戦區設定、約三十個師を配置
- 六 泰國水害に對する帝國政府の救済物資發送に對し泰國大使感謝の意を表明
- 九 國民政府對英宣戰布告、帝國在支租界還付、治外法權撤廢
- 國府最高國防會議組織要綱附議可決
- 二 中支舊法幣所有及び保管絕對禁止布告
- (抗)重慶米英と治外法權撤廢調印
- 三 國府行政機構改革、行政院に三部新設、六委員會廢止
- 國府經濟顧問府強化內定
- マライ軍政監部英文の私用通信禁止
- 二 純正國民黨第六回全國代表大會第五次中央執監委員全體會議開催
- 武漢地區舊法幣禁止

- 伊在支租界返還治外法權撤廢通達
- マライ・スマトラ銀行協議會創設
- 中南支通貨備備券に統一方針確立
- 國府統稅改正
- 國府行政機構改革、政務常務二次長制を一次長制とす
- 華北政務委員會委員長王揖唐氏辭任、朱深氏新任
- 佛政府在支治外法權撤廢、租界返還聲明
- 股汝耕氏全國經濟委員會常務委員となる
- 八 ビルマ、バーモ行政政府長官一行來朝入京

歐洲戰爭

- 一 獨軍より昨年中獨海、空軍の擊沈した反樞軸國商船合計一千十八万七千トンと發表
- 二 英海軍省より開戦以來四箇年の損害戰艦五、空母五、巡洋艦二五、驅逐艦

ルリンに歸還

外國

- 一 印度、ヒンズー・マハサバ黨印回分離案及びクリップス提案に全面的反對表明
- 米國新所得稅「勝利稅」を實施
- 米國國務省「戰爭と平和」と題する一九三一年—四一年に至る外交經過の白書を發表
- 英北阿常駐相ハロルド・マクミラン、アルジェーの反樞軸軍司令部に辭任
- 米國海軍委員長より一九四二年中建造商船七百四十六隻、總トン數八百九万八百重量トンと發表
- 米國物資調整局發表、燃料石油の一般配給割當を二割五分削減
- 米國大統領陸軍所管各工場の労働者一日八時間就業制を廢止
- ルーズヴェルト議會に對する教書

- 九八、潜水艦五〇、その他を發表
- 樞軸チユニジア方面軍指揮官ウオルター・ネーリング將軍轉任し、ハンス・フォン・アーニム將軍樞軸軍最高指揮官に新任着任
- 獨空軍カサブランカ初空襲
- 獨軍ウエルキエ・ルキ撤收
- 赤軍南部方面軍司令官チモシエンコ元帥轉任し、ヴァツーチン大將新任
- 獨機ロンドン空襲
- 伊軍司令部より樞軸軍がアルジェリア地方水域で反樞軸商船十二隻撃沈を發表
- 獨伊軍トリポリ撤收
- 伊陸海空總軍參謀總長ウゴイカヴァレロ伯免官、アンブプロシオ大將新任
- スターリンググラーブ戰闘終了を獨軍最高司令部より發表
- 獨軍ロストフ及びウオロシロフグラーブ撤收を發表
- ラード撤收を發表
- 獨軍ハリコフ撤收を發表
- 獨軍チユニジアで米英軍を擊破
- 獨軍司令部より東部戰線一年八箇月の戰果として赤軍の損害戦死傷千三百萬、俘虜五百四十萬、砲四万八千、戰車三万四千を發表
- 獨軍二月中に敵船舶五十八万トン撃沈と發表
- ソ聯スターリン首相、元帥に就任
- ドイツ潜水艦隊が地中海、北海及び大西洋で反樞軸國貨物船十一隻(七万五千トン)を撃沈、なほ過去三日間で四十七隻(二十八万二千トン)を撃沈して、その一日平均は歐洲戰爭開始以來の新記録である。また三月一日一日間の綜合戰果は六十隻(四十三万一千トン)に達してゐる
- 獨軍ハリコフ奪回
- ヒットラー獨總統前線行營よりベ

を朗讀發表

- ハ 駐ソ米大使スタンドレー三箇月振りに任地に歸任
- ヒットラー獨總統ルーマニア首相アントネスコ元帥と會談
- ニューヨーク燃料不足のため二月一日より一週間百万の學生に臨時休暇
- 米國戰時情報局武器貸與法の實績七十四億六千万ドルと發表
- スペイン無任所相フランヘ黨書記長ホセ・ルイス・アレセセ氏スペイン新聞界代表とともに訪獨
- ルーズヴェルト議會に豫算教書を提出、一九四三—四四年度米國豫算案總額一千九十億ドル、うち軍事費一千億ドル
- ソ聯ウラル地方で二箇所に巨大な鋳鐵爐完成
- チリ政府對樞軸國交斷絶宣言
- ルーズヴェルト、チャーチル北阿カサブランカで十四日以来會談二十

三日終了

- ナチス黨政權獲得記念大會でヒットラー總統の「國民に告げる布告」をゲッペルス宣傳相代讀
- チャーチル、トルコ訪問イノニュー大統領と會見(三十、三十一兩日)
- ドイツ政府國力總動員法を公布ドイツ政府小賣商店十万ないし十二万を三月十五日までに閉鎖決定
- イタリア内閣改造ムッソリーニ首相、外相を兼攝
- ガンジー斷食完了(二月十日開始)
- フィンランド新内閣成立、首相リソコミス博士
- トルコ大統領イノニュー氏再選
- 英外相イーデン訪米、ワシントン到着
- チャーチル二月十八日より病臥、三月十六日はじめて回復下院に出席
- チャーチル放送演説

三 東京帝國大學總長内田祥三博士就任 藥事法公布

- 二六 鹽草値上げ發表實施
- 二七 人絹絹統制會で第四次整備方針決定、人絹三割、スフ六割の操短實行
- 二八 衣料點數引上げ實施
- 二九 重點産業統制會に増産推進協力會設置

藥事法公布

- 二五 印度政廳アーメダバッドに騷擾頭發を理由として戒嚴令を布く
- 二六 ルーズヴェルトは米國操縦界重鎮
- 二七 ジョナル・ダニエルスを大統領政治顧問に任命、これで大統領特別顧問は六名となる

經濟

- 一四 昭和十七年末(三十日)の日銀券發行高七十四億四千六百萬圓、前年最高發行高より十一億四千八百萬圓増加と發表
- 一五 鐵道省で鉄、石炭、米、木炭等の優先輸送實施
- 一六 厚生省より統制會に勞務行政の權限委讓決定
- 一七 朝鮮鐵道局で一部客車の廢合及び運轉時刻改正、十五日實施

- 二〇 鐵道省旅客列車減少實施
- 二一 日本證券取引所法、農業團體法等公布
- 二二 石油專賣法、商工經濟會法、商工組合法公布

社會・文化

- 一八 民族研究所官制公布
- 一九 日蝕、北海道一部皆既蝕
- 二〇 出版事業令公布實施
- 二一 大日本言論報國會發會式
- 二二 日本出版會成立

不許轉載

出版會承認い七〇〇九五

(六千部)

昭和十八年六月一日 印刷
昭和十八年六月五日 發行

昭和十八年第一輯
朝日東亞年報

定價 金貳圓

編輯兼發行人 山本 地 榮

印刷者 長谷川 隆 士

發行所 朝日新聞社

配給元

日本出版配給株式會社
日本出版會會員番號一〇一五〇三

東京市神田區錦町二丁目九番地

東京市板橋區板橋町三丁目六四番地
帝都印刷株式會社

東京丸の内・大阪中の島

振替口座東京一七三〇番

終

朝日新聞社刊

定價 貳圓